

令和5年度 宝塚市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年（2023年）4月1日
宝塚市

1 趣旨

令和5年度宝塚市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「本方針」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、市町村における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針として策定します。

本市は、本方針に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を行い、これらの需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に寄与します。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、法で使用する用語の例によります。

3 適用範囲

本方針は、本市の全ての組織（地方公営企業を含む。）が実施する物品等の調達に適用します。

4 調達の対象とする障害者就労施設等

本方針において物品等の調達の対象とする障害者就労施設等は、法で規定する障害者就労施設等と同じ「障害者就労施設（障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所、特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所）」、「在宅就業障害者」及び「在宅就業支援団体」のうち、本市内に所在するものを基本とします。

5 調達を推進する物品等

令和5年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、次に掲げるものとしますが、その他の物品等についても調達を妨げるものではなく、積極的に調達するものとします。

なお、物品等の品目分類及び具体例は、別表のとおりです（供給可能な障害者就労施設等がない場合があります。）。

- (1) 物品
 - ア 小物雑貨
 - イ 食料品・飲料
- (2) 役務
 - ア 印刷
 - イ 清掃・施設管理

6 調達の目標

令和5年度の障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標は、前年度の調達の実績額を上回るものとします。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等が供給する物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行うものとします。

- (1) 物品等を調達する部署（以下「調達部署」という。）は、その調達する物品等が5に掲げるものに該当する場合は、高年齢者の安定した雇用の確保の促進等他の施策との調和を図りつつ、優先的に障害者就労施設等からその物品等を調達するよう努めるものとし、その方法として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び宝塚市契約規則（平成22年規則第9号）第20条及び第22条に基づく特名随意契約により調達することを原則とします。
- (2) 障碍福祉課は、調達部署に対し、次に掲げる取り組みを行うものとします。
 - ア 障害者就労施設等の名称、所在地、連絡先及び供給可能な物品等の情報の収集及び府内ネットワーク等による情報提供
 - イ 調達部署と共同受注窓口、障害者就労施設等の間の連絡及び調整
 - ウ 調達部署からの障害者就労施設等から物品等を調達することに関する相談対応
 - エ 上記に掲げるもののほか、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要なこと。
- (3) 本市の公の施設の管理運営を行う指定管理者、本市の業務受託者及び本市が資本金等を出資している法人を所管する部署は、それらの者に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に協力するよう要請するものとします。
- (4) 契約課は、市の入札参加資格のある登録業者に対し、障害者の就業の促進に関する理解を求めるため、障害者の雇用の推進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に定める法定雇用率の遵守について周知するものとします。

8 調達の方針及び実績の公表

本方針を作成したとき及び本方針に基づく物品等の調達の実績を会計年度の終了後に取りまとめたときは、その内容を本市ホームページ等により公表するものとします。

9 留意事項

調達部署は、障害者就労施設等からの物品等の調達については、次に掲げることに留意するものとします。

- (1) 物品等の調達を随意契約により行う場合には、地方自治法等関係法令を遵守し、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性等の確保に留意すること。
- (2) 物品等の仕様を定める際は、調達により達成しようとする行政目的を踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適切に設定すること。
- (3) 物品等の調達は、障害者就労施設等に対し実施するものであることを考慮し、可能な限り計画的に行うとともに、納期の設定等に配慮すること。
- (4) 市が主催するイベント及びキャンペーン等の開催における使用物品等の調達においては、障害者就労施設等からの調達が可能であるかを検討すること。

別表（物品等の品目分類及び具体例）

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当、おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服、身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしごり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など